

【アメリカ】 遺伝差別禁止法成立

2008年5月21日、民主党ルイーズ・スローター下院議員が提出した遺伝情報に基づく差別禁止法が成立した(P.L.110-233)。法案には超党派の議員の賛成があり、大統領も法案に署名した。同法は、保険会社と雇用者による差別を禁止することが主要な内容となっている。保険会社は、遺伝子情報によって保険加入の際の差別や、保険料率を加算したりすることが禁止される。雇用者は、採用や解雇、給与などの雇用条件、配置、昇進、研修などについて、差別することが禁止される。また、特定の場合を除いて雇用者が被雇用者の遺伝情報を要求したり、購入することも禁止された。スローター議員は1995年から法案を提出してきた。2007年から連邦議会両院で民主党が多数派となったことが、法案成立の大きな要因となった。上院では、コバーン共和党議員らが、企業の訴訟負担が過剰に重くなる可能性があるとして、法案のいくつかの条項に強硬に反対していた。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

【アメリカ】 農業法の成立

連邦農業・食料プログラム等を2012年度まで5年間にわたって再度授権する、2007年度農業法が、2008年5月22日に成立した(P.L.110-234)。同法案は、15章にわたるが、両院を通過後大統領に送付した際に、事務上のミスにより法案の1章である通商に関する章が欠落していたことが判明した。このような事態は、大変異例のことである。議会側は、大統領が拒否権を行使した欠落法案をそのまま再可決して成立させた。連邦議会は再度完全な法案を2008年度農業法案(HR6124)として提出した。欠落した1章を含め、15章すべてを含む法案である。2008年6月5日、上院を通過した。ブッシュ大統領は、6月18日、再度拒否権を行使したが、連邦議会は、同日これを覆して成立させた(P.L.110-246)。総額は、2890億ドルに上るが、大統領は補助金等の額が大きすぎるとして、法案に反対してきた。新法が成立したため、旧法は無効となる。

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

【アメリカ】 自動電話による選挙運動制限法案

近年、選挙運動が激しさを増しており、特に選挙候補者を支援、支持、攻撃または反対する内容をあらかじめ録音して自動的に無差別に発信するロボット電話(Robocall)が問題視されている。2008年前半には、両院でこれを規制する法案(H.R.5747,S.2624)が提出されている。内容は、①9時~20時の間の電話禁止、②日に2回を超える同一番号への通話の禁止、③発信者着信通知拒否の禁止、発信者の明示義務化などである。選挙運動を請け負う企業団体は、法案が政治家の表現の自由を定める合衆国憲法修正第1条を侵害すること、現在ほとんどの企業が良識ある自主規制を行っているにもかかわらず、法制定により、更なる規制強化に結びつきかねないことを懸念し、反対している。また、現職議員の間でも、ロボット電話は安価な選挙活動であり、法による規制は有力議員のみを利する結果となるという考えも多い。

(井樋 三枝子・海外立法情報課)

【EU】不法移民の滞在拒否に関する EU 指令案

フランスは 2008 年 7 月から EU 議長国となるが、その間に EU 共通の移民条約を策定する意図を持っている。ヨーロッパ移民条約は、厳しい移民政策で知られるサルコジ大統領の意向に沿って、不法移民の大量正規化の禁止、EU 共通の難民庇護政策の策定、及び不法移民の国外退去の促進という 3 つの柱で構成される予定である。また、当該条約の土台となる EU 指令案が、2008 年 6 月 5 日 EU 理事会（閣僚理事会）を通過し、6 月 18 日欧州議会で承認された。この指令案は、不法移民の国外退去処分に焦点を合わせたものである。第 1 に、不法移民の身柄を拘束した場合、30 日以内の自主的な国外退去を求め、それが為されない際には、強制的な退去処分を科す。第 2 に、国外退去処分に科せられた不法移民を、原則的に 6 か月を超えない期間勾留することを可能とする。ただし、その移民が逃亡するおそれがある等の場合には、最大 18 か月の勾留が可能である。しかし、この指令案に対して、人権団体等から非難の声が上がっている。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【イギリス】学校教育に軍事訓練を拡張する勧告

2008 年 5 月 19 日、労働党クエンティン・デイヴィス議員は、首相の依頼を受けて作成していた「軍隊の国民的評価のための調査報告書」を発表した。本報告書は、国民による軍隊への理解及び正当評価を向上させるための 40 の勧告を行っており、その中には退役軍人の日を公休日とし、軍人差別を犯罪化すること等が含まれる。勧告の中でも特に注目されるのが、連合将校養成隊（CCF）の拡大である。CCF は地域、学校において、12~18 歳の青少年に銃器取扱いを含めた教練の場を提供する組織である。現状では CCF 加入者は全国 13 万人（該当者の 2%）で、CCF を置く学校は 260 校（全中等学校の 4%、内 200 は私学）である。報告書は公立校への CCF 増設と生徒の参加奨励を勧告し、これが生徒の規律と軍隊理解を向上させると論じている。銃犯罪への影響、若年層への軍隊への勧誘等を危惧する声もあるが、国防省は年末までに勧告への回答を行うとしている。

（岡久 慶・海外立法情報課）

【イギリス】拡大する児童貧困

イギリス政府はいわゆる「格差問題」を重視せず、貧困及び社会的排除の世代継承と固定化を防ぐための児童貧困撲滅を政策課題に挙げている。貧困児童数を 2010 年に半減（98 年度比）させ、2020 年に撲滅することが政府の公約である。しかし 2008 年 6 月 10 日に、雇用・年金省が発表したデータでは、公約以来減り続けていた貧困児童数が、2005 年度に続いて 2006 年度も 10 万人増加し、290 万人となっていることが明らかになった。原因としては、貧困家庭の収入伸び率が平均的収入伸び率を下回っていること、貧困家庭救済を目的とした税額控除、手当等の上昇が常にインフレ率上昇に対して後手となることが指摘されている。2008 年度予算案で計上された 17 億ポンドで 25 万人の減少が見込まれるが、それでも半減には程遠い。2010 年の目標達成には、年間 30 億ポンドをこれら手当に充てる必要があるとされるが、現在の経済状況では困難とみられている。

（岡久 慶・海外立法情報課）

【イギリス】テロ容疑者勾留規定を巡る議論 2

2008年6月11日下院の委員会報告において、テロ容疑者の訴追前の勾留期間を28日から42日に延長する対テロリズム法案の規定が、315対309で承認された。採決で労働党は36人の造反者を出し、北アイルランドの民主統一党（DUP）議員9人の支持で薄氷の勝利を獲得した。ブラウン首相は、党内の支持を得るため、鉄道への投資増額、EUのキューバへの制裁緩和、諜報機関の責任追及等の餌を提示しており、DUPには北アイルランドへの12億ポンド相当の財政的処置を約束して抱き込んだといわれている。首相がここまで本規定に固執したのは、野党保守党をテロに弱腰と演出するため、劣勢な政治状況を覆す勢いをつけるため等と考えられる。本採決の翌日、保守党のデイヴィス影の内相が議員職を辞し、補欠選挙で本規定の是非を問うと発表した。しかし、労働党が候補者を立てねば一人芝居に終わる可能性もあり、保守党上層部は驚くと共に、苦りきっている。

（岡久 慶・海外立法情報課）

【フランス】宇宙活動法の制定

宇宙活動に関する2008年6月3日の法律第2008-518号が制定された。同法は、防衛及び安全の戦略的対象として、さらには、生活に関する諸技術（GPSや情報通信等）の活動の場として宇宙を位置づけ、フランスが宇宙において経済的發展並びに自律的な決定及び行動を図ることができるようにすることを目的とする。以下の4つを主要な柱とする。①物体の大気圏外への発射及びその統御を実施する場合には、政府の認可及び登録を経なければならない。②認可を受けた宇宙での諸活動により第三者が損害を被った場合には公的補償を行う。ただし、損害が一定額を超えた場合には、活動実施者が損害額を負担することもあり得る。③地上のデータを宇宙から採取しようとする活動は、認可及び継続的監視の対象となる。また、そのデータは、フランスの知的財産となる。④弾道型ミサイルの発射等の防衛に関しては、同法の主要部分は適用されない。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【フランス】欧州地域共同組織（GECT）に関する法律の制定

欧州地域共同組織（GECT：Groupement européen de coopération territoriale）に関する共同体規則に地方公共団体一般法典を合致させることにより、あらゆる境界、国家及び州を超えた共同作業を強化することを目的とする2008年4月16日の法律第2008-352号が制定された。与党・国民運動連合（UMP）議員による議員立法である。GECTとは、国境や州を越境する共同組織のことであり、法人格を有するものである。GECTが作られる目的は、国家や州という障壁を排したGECTという地域ブロックにおいて、EUやその主要なメンバー国によって出資された共同プロジェクトを容易に推進することができるようにすることである。特に、健康、交通、教育又は自然保護区域の運営等の施策を、国家や州を越境した地域ブロックで、自律した形で行い、かつ、起こりうる事態に柔軟に対処することが重要視されている。

（鈴木 尊紘・海外立法情報課）

【イタリア】カンパーニャ州における廃棄物処理に関する緊急措置

ナポリを州都とするカンパーニャ州では、住民の反対等で廃棄物処理施設の新設が滞り、既存の施設で処理しきれなくなった結果、この数か月、いたるところに収集されないゴミ袋が山積するという事態に陥っていた。ベルルスコーニ首相は、同州における廃棄物処理が、全国的な観点からも緊急かつ重要課題であることを印象づけるため、新内閣発足後最初の閣議をナポリで開いた。そこでの閣議を受けて直ちに施行された法令（2008年5月23日の暫定措置令第90号）により、首相府に、この問題専任の政務次官が期限付きで置かれるとともに、廃棄物処理施設（埋立処理場及び焼却炉）が建設される州内の10地点が公表された。処理施設への廃棄物の搬入や新規施設の建設を妨害する行為に対しては、軍隊の出動も要請できるとしており、建設予定地とされた町で発生した抗議行動は、早速、力で封じ込められた。同州の廃棄物処理問題は、EUもその成り行きを見守っている。

（萩原愛一・海外立法情報調査室）

【イタリア】家計の負担を軽減するための緊急措置

ベルルスコーニ新内閣は、家計の負担の軽減を目的として、「家庭の購買力を守るための緊急規定」（2008年5月27日の暫定措置令第93号）を施行した。これは、①1軒目の住宅に対する固定資産税（我が国の市町村にあたるコムーネに入る地方税）の廃止 ②時間外労働に対する減税 ③銀行の住宅ローンの利率の見直し、の3つの柱から成る。①と②は、ともに選挙公約に掲げていた政策であり、これらの措置による税収の減少は財政支出削減により埋め合わせるとしている。②は、年収3万ユーロ以下の民間企業の被雇用者が対象であり、税率は一律10%となる。2008年7月から12月までの試験的導入である。③は、借り手の要求に応じて、毎月の返済額が2006年の水準に減額できるよう、それぞれの住宅ローンの利率を下げることが可能とするもので、政府とイタリア銀行協会との協約によって、実現することとなった。これらの措置が家庭の購買力の低下を食い止め、景気を下支えすることが期待されている。

（萩原愛一・海外立法情報調査室）

【ロシア】メディア法改正法案廃案に

ロシアでは2008年4月に、プーチン大統領（当時）の再婚説を誤報した新聞社が発行停止に追い込まれた。これを受け、メディア法改正法案が下院に提出され、4月25日に下院第一読会を通過した（全議員450名中、賛成399名で可決）。現行の規定では、国家機密及び法律によって特別に保護されている秘密事項の漏洩、テロ行為を公然と正当化したりポルノや暴力・残虐行為に対する崇拜を煽るような情報の普及といった、処罰に値する犯罪行為を犯した場合に、何らかの強制措置が取られうるとされている。改正案では、個人への中傷誹謗の禁止を重視し、明らかな誤報が繰り返され、名誉・尊厳が毀損された場合、表現の自由の悪用と見なされ、罰金だけでなく、裁判所の決定に基づき発行メディアの活動停止及びこれに準ずる強硬措置が実施されうる。しかし、6月2日にメドヴェージェフ大統領がこの改正法案を「メディアの正常な活動の妨げになる」として、審議の中止を提言し、廃案の見通しとなった。

（津田 憂子・海外立法情報課）

【ロシア】小規模ビジネス活性化に向けての法的基盤の整備

ロシアでは新政権の発足とあいまって、小規模ビジネスの活性化に向けた法的整備が進められている。重工業の発展だけでなく、小企業の育成にも国家が資金援助を積極的に行うことによって、イノベーション型の経済発展を持続可能なものにしようとする狙いがある。メドベージェフ大統領は、監査回数を3年間で1度までに制限することを掲げた「企業活動を行う際の行政上の制限廃止についての応急策に関する」大統領令に署名し（2008年5月17日に公布）、国家監査が実施される場合に法律関係者と個人企業家の人権保護の強化などを定めた関連法案を2か月後には下院に提出するよう内閣に命令を出した。今回の大統領令は、企業活動を行う際の行政上の不必要な障害を取り除くことによる小規模ビジネスの発展と促進を意図しており、2020年までには国民の60%から70%が何らかの企業活動に従事するという政府の理想を実現する最初の一步といえる。

（津田 憂子・海外立法情報課）

【ロシア】最低賃金額の引き上げに向けた改正法案可決

最低賃金額の引き上げは昨年から議論されてきた問題であり、ジューコフ副首相（当時）が2008年1月からの金額引き上げの可能性を指摘したものの実現には至らなかった。しかしようやく2008年6月11日に、改正法案『最低賃金額に関する』連邦法第1条の変更の提出について」が下院で可決された（全議員450名中、賛成426名）。2007年4月に公表された以前の法案では、1か月当たりの最低賃金額は2,300ルーブルと定められていたが、2009年1月から施行される今回の改正法案では4,330ルーブルまで上昇することになる。下院の労働社会政策委員会のアンドレイ・イサエフ委員長によると、今回修正された金額は「2007年度最低生活費の公式計量の結果」から算出されたものである。最低生活費は物価の上昇に左右されるため、政府はインフレ率よりも高い最低賃金額の上昇率を提示しなくてはならない。改正法案の可決は「ロシアの社会政策にとって歴史的な転換期」になると言われる。

（津田 憂子・海外立法情報課）

【韓国】離婚熟慮制度の開始

民法改正により、2008年6月22日から「離婚熟慮制度」が開始された。韓国では夫婦双方の合意による協議離婚を認めており、これまでは、法院（裁判所）に協議離婚意思の確認申請を行い、財産分割や子どもの養育等に関する協議書を提出した後、判事の前で離婚意思を確認すれば、離婚が成立した。しかし、この改正によって協議書を提出する前の段階として、子の有無により3か月間又は1か月間の「熟慮期間」を置かなければならなくなった。この制度は、2005年から全国の法院で試験導入したところ、衝動的な離婚の防止に非常に効果的であったことから、本格的に導入されたものである。例として、水原地方法院では、1～3週間の熟慮期間を試験導入した結果、1年間の協議離婚取消率が6%から23%に増加した。ただし、民法では、DV等、熟慮期間をおくことに問題があるケースについては、法院が熟慮期間を軽減又は免除するよう規定している。

（白井 京・海外立法情報課）

【韓国】法人税率の引下げ

経済大統領とも呼ばれる李明博大統領の選挙時の公約の一つに、法人税減税がある。企画財政部は2008年6月4日、法人税率を引き下げる改正案の立法予告を行った。当初、企画財政部は、課税標準2億ウォン以上の企業に課する法人税の最高税率について、来年度に現行の25%から3%引き下げ22%に、2013年からさらに2%引き下げて20%にするとの方針であった。しかし景気の悪化を受けて、20%に引き下げる時期を2年間前倒しして2011年から修正した。また、課税標準2億ウォン以下の企業に課する法人税率は現行の13~15%から2011年まで段階的に10~13%まで引き下げ、最低税率については、もともと来年8%まで引き下げることのみ決まっていたが、さらに2011年には7%に引き下げると発表された。一方で、法人税減税に対しては「大企業優先」との国民の批判が強く、牛肉輸入問題等により反政府感情が高まる中、法改正の先行きは不明である。

(白井 京・海外立法情報課)

【韓国】米韓FTAの行方

2007年6月、1年間にわたる交渉の末、ようやく米韓は自由貿易協定(FTA)の調印に合意、署名した。米国は、韓国にとって、チリ、シンガポール、EFTA(欧州自由貿易連合)、ASEANに続く5つ目のFTA交渉相手国・地域であるが、韓国にとって米国は第2位、米国にとって韓国は第7位の貿易相手国であり、その重要性は大きい。しかし、1年たった現在も未批准の状態である。盧武鉉政権時に可決されなかった批准案は、李明博大統領の就任後も、署名時には与党であった野党統合民主党の反対により可決されず、第17代国会の任期(2004~2008年5月末)中に、韓国国会は批准案を可決することができなかった。FTAの批准を滞らせているのは、4月に決定した米国産牛肉輸入再開への反発である。一方の米国議会も、ブッシュ大統領の要求にもかかわらず承認にはいたっておらず、民主党の大統領候補であるバラク・オバマ氏は議会がFTAを承認することに反対している。

(白井 京・海外立法情報課)

【中国】土地管理規定違反行為行政処分弁法

2003年3月から施行されていた「土地管理規定違反行為に関する行政処分暫行弁法」を改正した「土地管理規定違反行為行政処分弁法」が2008年6月1日から施行された。背景には、依然として違法な土地使用、耕地占有の問題が是正されず、このままでは第11期5か年計画の最終年である2010年に1億2000万haの耕地面積を維持するという目標達成が困難となるという危機感がある。このため、「土地に対する調整・管理の強化に関係する問題についての国务院の通知」(2006年8月)で提示されていた“厳格な問責制”を取り込み、行政機関とその職員の違法行為をより厳しく処罰するものとなっている。特に、地方政府指導者については、管轄行政区域における1年間の違法な耕地占有面積が、新規に非農地とされた土地総面積の15%以上、又は15%以下でも重大な悪影響・結果をもたらしたときは、警告、過失、重大過失、降格、最も重い場合は免職処分が課される。

(富窪 高志・海外立法情報調査室)

【中国】歴史的・文化的遺産の保護に向けて

歴史的・文化的財・遺跡が多数存在し、歴史的建築物、伝統的な街並み・風格が残っているほか、重要な歴史上の事件発生地などの名城（都市）、名鎮（小都市）、名村について、全体的な保護を図り中華文化と伝統を継承することを目的とする「歴史・文化的名城、名鎮、名村保護条例」が2008年7月1日から施行される。既に、「城市（都市）計画法」や「文物保護法」等でこれらの保存については規定されていたが、保護の方法については国务院が定めることになっていた。名城、名鎮、名村としての認定は、所在地の地方政府が国务院又は直轄市、省、自治区政府に申請し審査を経て決定される。認定後1年以内に保護計画を策定し省政府の承認を受けた後、保護事業を進めることになる。地方政府を巻き込んだ経済開発が優先される状況の中で、違法な開発事業の是正・停止措置、原状回復命令等執行監視に当たる地方政府の責任は大きい。

（富窪 高志・海外立法情報調査室）

【中国】豚屠殺管理条例の改正-消費者に安全な肉を提供

食の安全性に対する消費者の関心が高まる中で、安全な肉を提供することを目的とする「豚屠殺管理条例」が改正され、2008年8月1日から施行される。屠畜場の設置計画については省政府の商務部門が牧畜・獣医や環境保護部門等と協議して策定する。審査、許可証の発行等は省政府所在地等の市（行政区画として区を設ける市）政府が関係部門と協議して行う。屠畜場は豚の入手先と搬出先、品質検査結果等の記録を2年間を下回らない期間保存しなければならない。認可を得ていない闇屠殺、水等を注入した豚又は病気の豚を処理して流通させたもの、品質検査合格印が押印されていない肉を販売したもの等は処罰の対象となる。なお、牛・羊その他の屠殺管理については、改正前の豚屠殺管理条例を参照して各省で定めることとされていた。既に制定された規定については、改正後の条例に基き見直しを行うことになる。

（富窪 高志・海外立法情報調査室）

【シンガポール】感染症法の改正-性交渉の際のHIV感染の告知

2008年4月22日、シンガポール議会で、「感染症法改正法案」が可決された。今回の法改正の目的は、性交渉によるHIV感染を撲滅することにある。シンガポールにおけるHIV新感染者は2001年に237人であったが、2007年には422人に増加した。その多くがHIV感染者との性交渉による感染であると考えられている。同改正法は、(1)感染を認知している感染者の場合は、(a)性交渉の前に感染の危険を知らせ、かつ(b)相手が自由意思でその危険に同意する、(2)自身に感染の危険があったことを認知しているが感染者であることを知らない感染者の場合には、(a)性交渉の前に感染の危険を知らせた上で相手が自由意思でその危険に同意する、(b)血清検査等を受けた結果において非感染者であることを確認する、又は(c)性交渉中に合理的な予防措置をとることを定めた。両項に違反した場合は、5万シンガポールドル(約390万円)以下の罰金、10年以下の禁固又は両罰が科せられる。

（遠藤 聡・海外立法情報課）

【フィリピン】 フィリピン大学憲章の成立－国立大学としての強化

2008年4月29日、「国立大学としてのフィリピン大学を強化する法律」（共和国法律第9500号）を正式名とする「フィリピン大学憲章」（The University of the Philippines Charter）が、アロヨ大統領の署名を得て成立した。アメリカ植民地期の1908年に創立されたフィリピン大学は、今年で創立100年を迎えるフィリピン唯一の国立大学である。同法における政策宣言において、「国は、アクセス可能な質の高い教育に対するすべての市民の権利を促進し、育成し、養成し、保護しなければならない。この目的のために、国立大学としてのフィリピン大学を強化することが国の政策となる。」と明言した。同法に基づき、フィリピン大学の財政上の自治が高まることになる。一般歳出法の下での年間歳出額とは別に、大学評議会（Board of Regents）が決定する歳出が認められ、さらに、5年間にわたり、一般歳出法の下での年間1億ペソ（約2億4200万円）の歳出が認められた。

（遠藤 聡・海外立法情報課）

【インドネシア】 日・イ経済連携協定の発効とインドネシア人労働者の保護

2008年6月1日、東京で、「日本・インドネシア経済連携協定」（以下 JIEPA という。）の効力発生に関する外交公文の交換が行われた。JIEPA は、7月1日に発効する。JIEPA で合意された「自然人の移動及び関連する協力」に基づき、インドネシア人看護師候補・介護福祉士候補の受入れが開始される。2年間で、看護師候補は400人、介護福祉士候補は600人、計1,000人の受入れが予定されている。前者については上限3年の、後者については上限4年の在留資格が与えられ、その間、雇用契約を締結した上で、日本国内の医療機関・介護施設等で研修・就労が行われる。インドネシアにおける海外労働者派遣の調整は、人材移住省管轄下の海外労働者派遣保護庁（NBPPIW）が管理している。その法的基盤となる「インドネシア人海外労働者の雇用及び保護に関する法律」（2004年第39号法律）は、海外労働者の権利及び義務や、海外労働者に対する保護について定めている。

（遠藤 聡・海外立法情報課）